

はじめに

オゾン層破壊問題に関しては、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づき国際的に協調した取組がなされている。

我が国もこれらの条約及び議定書の締約国となるとともに、国内的な措置を実施するため「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）を制定した。

同法においては、モントリオール議定書において生産量及び消費量の規制措置の対象とされた物質（CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HCFC、HBCF、ブロモクロロメタン及び臭化メチル）を「特定物質」として製造数量の規制の対象とするとともに、使用事業者に対する排出抑制・使用合理化の努力義務等の対象としている。さらに、オゾン層保護法第22条においては、次のようにオゾン層の状況とこれら物質の大気中濃度の観測及び監視を行うことが定められている。

第22条 気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

本報告書は、同条第2項の規定に基づき、特定物質によるオゾン層の破壊の状況、大気中の特定物質の濃度変化の状況等に関する監視結果をとりまとめたものである。

（付記）

本報告書の作成に当たっては、気象庁「オゾン層観測報告2002」から一部引用したほか、同庁より観測結果及び成果の提供等多大の協力を得た。また、環境省「成層圏オゾン層保護に関する検討会科学分科会、環境影響分科会」の指導を仰いだ。